

7. 日本医学放射線学会画像診断管理認証施設における放射線画像診断補助ソフトウェアの安全・運用管理の実際

渡邊 嘉之 滋賀医科大学放射線医学講座

2022年度の診療報酬改定で画像診断管理加算3が加点(300→340)され、その施設基準に「人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理」が追加された。2024年度の診療報酬改定では、従来の画像診断管理加算3が画像診断管理加算4に移行し、新しく画像診断管理加算3が設置された(図1)。画像診断管理加算4は特定機能病院に限定されていたが、画像診断管理加算3は救命救急センターを有する放射線診断医3名以上の施設で、かつ人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの安全管理などが求められている。

本稿では、簡単にその概要と実際の当院での運用について述べていきたい。

画像人工知能安全精度管理認証の概要や運用例については、2023年7月号の本特集(内川 慶氏の章8～10ページ、市川新太郎先生/五島 聡先生の章11～

13ページ)に詳しく述べられているので参照いただきたい。

画像人工知能安全精度管理の実際

2024年度の診療報酬で改定された画像診断管理加算3、4の申請要件の1つに、画像人工知能安全精度管理が求められている。求められる画像人工知能安全精度管理とは、①関係学会の定める指針に基づいて、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っていること、②その際、画像診断を専ら担当する常勤の医師が責任者として配置されていること、とされている。

この関係学会の定める指針とは、日本医学放射線学会が作成した「人工知能技術を活用した放射線画像診断補助

ソフトウェアの臨床使用に関する管理指針」(https://www.radiology.jp/guideline_a/20220107_01_02.html)を示す。管理指針には管理責任者(日本医学放射線学会に認定された放射線診断専門医)を配置すること、責任者は以下の事項を行うこととされている。

- ① 臨床使用されている院内の画像診断補助ソフトウェアの把握
 - ② 画像診断補助ソフトウェアの添付文書の内容の確認と院内での周知
 - ③ 臨床使用を行う範囲の明確化とその周知
 - ④ 臨床使用を行う者に対する安全利用の確認と指導
 - ⑤ 臨床使用の実態把握及び問題点の抽出と改善
 - ⑥ 定期的な学会への報告
- 各項目の詳細については、指針を参

| 既存技術の見直し | | |
|--|---------------------|--|
| 画像診断管理加算について、夜間休日の読影体制等を含めた充実した画像診断管理を重点的に評価する観点から、評価及び要件を見直す。 | | |
| 現行 | | 改定後 |
| 【画像診断管理加算】 | | 【画像診断管理加算】 |
| 画像診断管理加算2 | 180点 | 画像診断管理加算2 175点 |
| 画像診断管理加算3 | 340点 | 画像診断管理加算3 235点 |
| 【施設基準の概要(抜粋)】 | | 【施設基準の概要(抜粋)】 |
| 加算2 | 加算3 | 加算2 |
| 病院 | 特定機能病院 | 病院 |
| 画像診断を専ら担当する常勤医師1名以上 | 画像診断を専ら担当する常勤医師6名以上 | 救命救急センターを有する病院 |
| | | 画像診断を専ら担当する常勤医師3名以上 |
| | | 画像診断を専ら担当する常勤医師6名以上 |
| ・核医学診断及びコンピューター断層診断のうち、少なくとも8割以上の読影結果が、翌診療日までに報告 | | ・核医学診断及びコンピューター断層診断のうち、少なくとも8割以上の読影結果が、翌診療日までに報告 |
| ・夜間及び休日に読影を行う体制の整備 ・人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの安全管理 ・夜間及び休日を除く、検査前の画像診断管理の実施 | | ・夜間及び休日に読影を行う体制の整備 ・人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの安全管理 |
| | | ・夜間及び休日を除く、検査前の画像診断管理の実施 |

図1 2024年度診療報酬改定の画像診断管理加算(参考文献1)より引用転載)